医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定

により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、 管理医療機器及び一般医療機器 (I) 部を改正する件

○厚生労働省告示第二百五十一号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第二条第五項及び第七項の規定に基づき、 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する

法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、 管理医療機器及

び一般医療機器 (平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号)の一部を次の表のように改正する。

令和七年九月二十四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

## (傍線部分は改正部分)

改 正 後	改
別表第1	別表第1
1~441 (略)	1~441 (略)
442 長期的使用胸腔・腹腔ドレナージ用カテーテル	442 長期的使用胸腔カテーテル
443~1216 (略)	443~1216 (略)
1217 再製造治療用能動器具	(新設)
別表第3	別表第3
$1 \sim 1229$ (略)	1~1229 (略)
1230 体表面冷却用難燃性ガススプレー	(新設)